

準学校法人研修学院
大学予備校 柳通一の四四

三〇九年（一九二七年）九月、力學予備校（個人塾）として開設され、研修学院大學予備校として大阪府認可の準学校法人研修学院の認可をうけ、大學予備校設置

近畿理美容専門学校 甲岸町二〇

三三二
六〇九年年会
近畿理容・美容専門学校と名称変更

東洋珠算専門学校

二九年大阪府認可をうけ東洋珠算専門学校と改称
二三年私塾大坂速算普及会創設

第七章 社会福祉と医療機関

一 戦前の社会施設

当区は区内所々に戦災をうけたため、戦前豊かに有していた社会福祉施設はその殆んどを焼失するに至った。いま昭和一六年当時の主な区内の市施設をあげるとつぎの通りである。

| | | | |
|-----------|-------------|------------|------------|
| 玉出市民館 | 辰巳通一丁目 | 隣保事業 | 昭和一二・一〇 |
| 今宮市民館 | 旭南通一丁目 | 同 | 昭和一五・三 |
| 徳風労働学校 | 甲岸町 | 貧困児実業教育 | 明治四四・七 |
| 今宮産院 | 梅通二丁目三の三 | 胎児及母性保護 | 昭和一五・六(改築) |
| 塚西育児相談所 | 辰巳通二の一四 | 乳幼児相談 | 昭和一四・六 |
| 今宮育児相談所 | 南神合町二九 | 同 | 昭和一四・一 |
| 大阪市トラホーミュ | 南開六丁目 | トラホーミュ診療 | 昭和一二・四 |
| 西今宮診療所 | 今二衛生組合事務所内 | 田端通二丁目三 | 同 |
| 大阪市トラホーミュ | 玉出衛生組合事務所内 | 玉出衛生組合事務所内 | 同 |
| 西今宮予防相談所 | 南開五の四 | 性病相談及診療 | 昭和一三・八 |
| 塚西健康相談所 | 市立西今宮健康相談所内 | 辰巳通二丁目一四 | 結核予防相談 |
| 西今宮健康相談所 | 南開五丁目四 | 同 | 昭和一三・一 |
| | | 西今宮健康相談所 | 結核予防相談 |
| | | | 昭和九・一〇 |

簡単に右の諸施設を説明すると、玉出住宅（一五戸）は玉出町よりの本市への引継住宅であり、今宮住宅（七七戸）は不良住宅地区改良法にもとづき建設されたものであった。また今宮保護所は、昭和三、四年の頃打つづく不景気と深刻な失業によって生活の道を失った無宿者の増加に際し、かかるルンペソ階層の者を保護収容するため、市内篤志家の寄付によって昭和四年設立をみたもので（定員二二〇名）、ついで分館は（定員三〇〇名）もと大阪救護協会が建設し九年七月本市に寄付をつけたものに位置に移った。

その後昭和二年六月小学校のわくをはずし特に運用の自由がある労働学校に改組、貧窮児童に対す

のであった。本保護所は宿泊所は無料で収容者には職業補導その他適当な教化方法を講じその生活更生が期せられた。（二〇年九月閉鎖）西成弘潤寮は、はじめ昭和八年五月大阪救護協会が、救護法による被保護者中の単身者または小数家族者でその支給された救護費のみで生計維持困難のものを居住し保護善導する目的で設立したものであった。そして同会解散とともに本市に寄付され当初西成共同住宅、さらに西成厚生寮、西成弘潤寮と改称した。

西成弘潤寮

市設託児所については西成・西今宮のほか二市民館にもそれぞれ附設託児所があった。徳風尋常小学校は、明治四四年七月現在の浪速区南高岸町に誕生したものである。その頃の木津今宮の一部（いまの広田町・関谷町・日東町・下寺町・高岸町・船出町等）の貧困児童に対し、学校経営費として毎月三五円を久保田権四郎が醵出し、木津第二の浅井清太校長に委嘱し開校されたものであったが、翌年六月同区広田町に移った。はじめは夜間校であったが、大正二年には昼間部を置き、大正一一年三月末大阪市に移管され市立徳風尋常小学校となつた。特異な環境内にあつた学校のこと故、不就学児童収容のため異常な努力が加えられ、大正二年には児童浴場の設置、同一三年には歯科診療の開始、同一四年には公費による屋食の給与など独特のものがあった。そして昭和九年付近の発展と校舎の狭隘、腐朽のため一四万六千余円で移転改築のことが市会で認められ、大正一三年当区甲岸町の現西成市民館の位置に移った。

る特別保護教育に全力をあげた。しかし昭和一六年四月小学校が国民学校と改められた際、徳風国民学校となつたが、二〇年三月釜ヶ崎の戦災とともに戦災をうけ廃校となつた。なお昭和一一年保護者の更生を図るため、従来の保護者会のほか地域の組織として今宮報徳社が設立され地域改善に成果をあげた。

つきに保健衛生施設としては、旧今宮町より引継いだ今宮公民病院を改装した今宮産院をはじめ、保健所設置までには育児所、トラホーム診療所、予防相談所、健康相談所などがあつた。しかしこらの施設も殆んど戦災のため多大の被害を蒙り、戦後に新たに施設されたものが多かつた。すなわち旧今宮保護所跡に建設された今宮市民館（三年三月）、更生施設としての西成寮（三年三月）、経済保護事業としての今宮質舗（二六年三月再設）あるいは保育所をはじめ愛隣会館、長橋市民館、愛隣寮、今池生活館、老人福祉センターなどその大部分は戦後開設されたものであつた。

つぎに市設以外の施設として戦前あつた主なものは左の通りである。

| 名 称 | 所 在 地 | 種 類 |
|-------------|---------------|------|
| 西成労働紹介所 | 旭南通五丁目 | 職業紹介 |
| 大阪市成鉢後奉公会 | 千本通三丁目 西成区役所内 | 軍事援護 |
| 今宮第一方面委員事務所 | 甲岸町 萩之茶屋国民学校内 | 救護 |
| 今宮第二方面委員事務所 | 旭南通五丁目 今宮市民館内 | 同 |

| | | |
|------------|-----------------|-----------------|
| 玉出方面委員事務所 | 辰巳通一丁目一四 玉出市民館内 | 同 |
| 聖心セツツルメント | 海道町三六の一 | 保育・医療保護 |
| 大阪自彌館 | 西今船町五 | 宿泊・保育・隣保事業 |
| 四恩学園 | 東入船町一三 | 隣保事業 |
| 大阪公道会西成区支部 | 千本通三丁目 西成区役所内 | 融和事業 |
| みのり子供園 | 長橋通一丁目一 | 託児保育 |
| 清和会 | 東入船町一八 | 宿泊保護 |
| 大阪府隣保和館会 | 長橋通七丁目一〇 | 隣保・保育・住宅・産業 |
| 日本赤十字社大阪支部 | 津守町八三七の七 | 医療保護 軍人遺家族援護 |
| 西成区津守診療所 | 海道町一 | 一般救療 |
| 今宮診療所 | 中間三の四九 | 隣保事業 |
| 弘済会木津保育所 | | |

労働紹介所

西成労働紹介所は、当初大正八年九月浪速区宮津町（現戎本町）今宮共同宿泊所内に市設今宮労働紹介所として設置されたのにはじまり、ついで同一一年四月今宮職業紹介所と合併し、その労働紹介部として昭和三年四月より東入舟町で日雇労働紹介を専門に取扱つてゐた。そして昭和一一年一二月旭南通五丁目に移転、西成労働紹介所と改称したが、昭和一三年七月一日職業紹介は国営に移管されることとなつた。その後名称はしばしば変つたが、二〇年一〇月には甲岸町、二五年現位置の東萩町に移転、阿倍野職業安定所西成労働出張所となり、さらに四一年四月一日から大阪港労働公共職業安

保健施設
その他の施設

定所西成出張所となつてゐる。銃後奉公会は昭和一四年一月事変の長期化に對応し軍事援護諸団体の整備を目指して政府より慇懃され、本市では從来の軍人遺家族援護組合を改組拡充を図つたものである。方面委員事務所は本区ではいずれも昭和五年一月創設をみた。

大阪自彊館は明治四五年六月市内下層労働者の保護救濟を目的として開設され、以來浮浪者および刑余者の更生道場として努め來り、現在も生活保護法による更生施設としての自彌寮、社会福祉事業法による宿泊施設としての向上寮、更生緊急保護法による更生保護会としての和光寮と職業安定法による無料労働紹介所ならびに診療所を有している。四恩学園は大正九年二月四恩報答会（北区西寺町西福音寺内）の經營として同一〇年一〇月児童相談部、同一四年四月保育部託児所、昭和八年六月授産部を開設するなど隣保事業を通じ地区改善に大きく貢献したが、三八年一一月閉鎖され、現在その跡は労働福祉センターとなつてゐる。なお四恩学園は今も住吉区の乳児院など福祉事業を継続している。

戦前、釜ヶ崎地区など過密地区に対する社会福祉施設としては、上記のほか疊区浪速区の一部を含め、市立今宮共同宿泊所（宮津町一大正八年六月）市立今宮簡易食堂（宮津町一大正八年六月）市立今宮児院（宮津町一大正一三年三月）今宮簡易宿泊所（東田町七三一大阪救護協会開設昭和七年一月、のち市立今宮保護所分館）恩賜財團済生会大阪府今宮診療所（大正二年四月恵美須町二の二二に開設、大正一三年貝柄町に移転）財團法人大阪職業紹介所（恵美須町二の一六、職業紹介・宿泊事業、昭和一三年職業紹介廃止）市設今宮質舗（当初今宮町立職業紹介所）今宮産院（橘通五丁目一当初今宮公民病院、昭和一五年梅通二丁目に移転、

釜ヶ崎地区 の諸施設

二一年六月今宮市民病院と改称）、鳥井合名会社事業部今宮診療院（海道町一昭和二年六月、現在社会福祉法人邦寿会今宮診療所）等が数えられた。

一 西成区福祉事務所（西成区役所内）

戦前の救護関係法規が戦後全面的に改正せられ、区に民生係が誕生して生活保護に関する事務、児童福祉に関する事務の取扱を実施することとなつたが、昭和二五年五月これら民生関係事務は区長より分離され、民生局所管の事業所として西南部民生安定所が発足した。

この西南部民生安定所は全市九カ所の一つとして創設をみたもので本区および浪速区を所管し、西成区役所内に事務所を置いたが、二八年九月各区に福祉事務所として新発足した。区役所内に事務所が置かれ、いわゆる福祉四法（生活保護法・児童福祉法・身体障害者福祉法・精神薄弱者福祉法）に定める事務のほか、イ民生（児童）委員に関すること。ロ、母子福祉資金の貸付および回収に関すること。ハ、母子相談員に関すること。ニ、戦傷病者戦没者遺族等援護法に定める事務に関すること。ホ、社会福祉関係の諸統計に関すること。ヘ、社会福祉施設および関係団体との連絡に関すること。ト、そなほか社会福祉に関することなど福祉行政全般の事務を取扱つてきた。機構としては所長の下に四係が置かれている。

西南部民生 安定所

西成区福祉 事務所

たが、二一年一〇月当時第一方面萩之茶屋小学校内、第二方面旭南通今宮市民館内、第三方面玉出市民館内、第四方面中開三丁目浮田託児所内の四方面に分れそれぞれ事務所をもつていた。（方面委員数約八〇名）

そして二一年一〇月生活保護法の実施とともに、方面委員令が止められ、はじめて民生委員が誕生し、また二二年一二月には児童福祉法によって児童委員制度が設けられ民生委員が児童委員を兼ねた。二三年七月にはまたそれまで根拠となっていた民生委員令も廃止され、新たに民生委員法の制定とともに西成区民生委員協議会が設けられた。そして二五年五月には生活保護法の改正によつて從来補助機関の性格であった民生委員は、福祉事務所をはじめ関係行政機関の業務に協力する立場に改められた。なお二一年一〇月方面委員制が民生委員制に改革された際、民生委員選任の手続として区内民生委員小推薦会が設けられ、区の委員会において推薦したもの市内民生委員推薦会において詮考し、さらに同様府の審査会において詮考した上、厚生大臣がこれを委嘱する手続となつたが、現在市長より厚生大臣に直接推薦されている。

この民生委員は広く福会福祉の分野において創意と工夫をこらした自主的活動をもつて活動の根幹としているが、特に低所得者階層（ボーダーライン層）に対する世帯更生運動の推進、児童・青少年の健全育成、母子・老人・身体障害者の福祉向上、地区組織活動の充実強化、公的社会福祉事業等への協力等大きな役割を果し来つている。

民生委員の任務

推薦会員

社会福祉協議会

奉仕十團字

つぎに社会福祉協議会は、区内社会福祉事業関係者および社会福祉に関心をもつ地域居住者が相協力して地区内住民の福祉増進を図ることを目的として、昭和二五年二月八日会員組織により結成したものである。はじめ児童福祉・援護・保健衛生・婦人・広報の各部会が設けられたが、二九年には青少年の社会問題が強く呼ばれるようになり、ために児童福祉部を発展的解消して青少年対策部を設置し青少年の指導育成と不良化防止に努めることとした。かくて青少年部（三一年四月改称）ではヒロポン撲滅、児童遊園の設置、青少年の保護育成、援護部ではとしよりの日を中心とする行事および老人クラブの育成をはかり、保健衛生部では蚊とはえをなくする市民運動、婦人部では母の日を中心とする種々の行事、広報部では会の広報活動を受け持つなど区内の社会福祉の増進に多大の寄与をなし來つた。

現在、その事務所を区役所内におき、弘治・萩之茶屋・橋・松之宮・玉出・岸里・千本・山王・天下茶屋の九地区にそれぞれ社会福祉協議会の結成をみている。

赤十字奉仕団（はじめの日赤奉仕団）は博愛奉仕の精神を基調として社会正義観によつて厚生・福祉・保健・衛生の各事業に自發的に奉仕し、住みよい社会、平和的な国土の建設に寄与するとともに災害の発生に際しては災害救助法にもとづいて区災害救助隊の協力部として奉仕するものである。すなわち戦時中あつた町会は国家目的のため上意下達の機關とみられていたが、戦後二二年六月解散となつたので、これに代つて日赤は新しく全く自治的な隣保制度として生まれたもので、人類愛にもと

づく奉仕をもととし、政治・宗教に全く中立的なものである。

従つて例えば二五年九月三日のジェーン台風では災害地に対する食糧の炊出し、あるいは二七年五月の鳥取大火、二八年六月の九州地方災害などには義捐金を送つて救援するなど單に地域のみならず全国的に救済運動を展開した。また終戦後新憲法の施行に伴い国家および地方公共団体は、その公金をもつて私設の慈善事業に補助を与えることが出来なくなつた。そのため多くの私設の社会事業団体ではその運営に少なからず支障を来すこととなり、わが国でもアメリカなどのコムミニティ・チエストに倣つて全国的な「たすけあい」運動が展開され、それによつて得た拠金は社会事業団体の運営費の補助金として、あるいはその施設の奨励金として配分した直接要援護者に対しても援助金として支給されるという共同募金運動が展開されることとなつた。かくて本区にも府・市の募金委員会と同様西成地区募金委員会が結成され、赤十字奉仕団が主となって年々優秀な募金成績をあげ来つた。なお赤十字社の経費を拠出する日赤募金は当初共同募金と同時に行なわれたが、二五年以来五月に白い羽根の日赤募金、一〇月に赤い羽根の共同募金と分け別々に実施されることとなつた。

四三年五月当区共同募金受配団体および施設

| 団体名（施設名） | 所在地 | 団体名（施設名） | 所在地 |
|----------|------|-----------|-----------|
| 大阪自彌館 | 西今舟町 | 西成社会福祉協議会 | 区役所内 |
| 同 向上寮 | 同 右 | めぐみ保育園 | 南開六丁目 |
| 同 白雲寮 | 同 右 | ひかり保育園 | 津守町東四の二〇六 |

| | | | |
|-------|----------|---------|---------|
| 同 和光寮 | 同 右 | 日本キンジ教会 | 天下茶屋二丁目 |
| 朝 光 寮 | 松田町一丁目 | トロフィン教会 | 天下茶屋二丁目 |
| 西成児童館 | 南開町六丁目一四 | 区内児童遊園 | 一三カ所 |

災害救助

また、赤十字奉仕団が強力な一翼として活動する災害救助隊は、昭和二二年一〇月の災害救助法の制定にもとづくものである。そして二三年二月本区でも区災害救助隊が結成され災害時に救済と保護を強力迅速に行ない来つたが、三八年三月一層組織を充実し、大阪市災害対策本部西成区支部に改組し、西成災害医療団、大和川右岸水防組合の津守三分団等とともに災害時の救助の万全を期した。

保護司は犯罪者予防更生法第二〇条、保護司法の定めるところにより、保護監察官で十分でないところを補い、地方委員会または保護観察所の所掌に属する事務に従事することになつており右の改正以前にあつては司法保護事業法（昭和一四年九月施行）の定めるところにより司法保護委員として事務を行なつてきたもので、起訴猶予者、刑執行猶予者並びに保護観察に付せられた者等を保護して犯罪者を社会の中において善良な社会人に更生せしめ、その者の幸福はもちろん、再犯を防止し社会の安全を図る任務をもつてゐる。また犯罪性のある少年の保護については、大正一二年一月一日施行の旧少年法に罪を犯し、または犯す虞れある少年に対し少年保護司の保護観察に付することが規定されていた。

戰後二四年七月一日犯罪者予防更生法が施行され、保護観察の制度は国の刑事政策による一連の制

度の最後的な締めくくりの分野とされ、その実際の任にあたる保護司は、二五年五月二十五日保護司法の施行によりその身分は、国の刑事政策の執行を担当する地域社会の社会的信望のある民間人の中より、法務大臣が委嘱する無報酬の国家公務員としてその任務が法的に定められた。

犯罪者予防更生法は、当初少年に対する処理を少年保護司に、また成人に対する処理を成人保護司に委嘱され、当区でも少年保護司会と成人保護司会（定数各五〇名）に分れていたが、二七年合同して西成地区保護司会となり、現在定数一六四名、事務所を区役所振興課内に置いている。なおまた婦人の更生保護のため三九年七月一二日西成区更生保護婦人会が設置された。

四 現在の社会福祉施設

市立愛隣会館（東田町七三の一）

本館は昭和三六年八月のいわゆる釜ヶ崎事件後、スラム問題に対する理解と関心が深められ、民生・教育・衛生・警察の各分野にわたる総合社会福祉機関として事件発生一周年にあたる三七年八月八日もとの今宮保護所跡に開館したものである。戦後本地区では浮浪者収容施設としての今宮保護所が二一年進駐軍の命で廃止され、二四年徳風勤労学校跡に西成市民館が再建され地区改善の中心となっていたが、その後の地区の不良化甚だしく、区内の各種団体が立ち上がって三五年九月西成愛隣会が組織され改善に資するところがあつた。

愛隣会館

本館は敷地四八九・〇三平方メートル、鉄筋コンクリート五階建、延建築面積一、六六八・七三平方米メートルの堂々たる建物（建設総額六、三一五万円）であるが、その事業としてはつきのように多角的にわたっている。

あいりん銀行（あいりん貯蓄組合）

自由労働者のその日暮しの無計画性に生活秩序をたてさせるため、貯蓄を奨励し自立更生を助長する目的のもので、三七年一〇月開設し、午前九時より午後八時まで開業している。

小口生活資金貸付

食事代、部屋代、傷病治療費等の自己所持金をなく場合の応急的措置としての資金で、無利子、無担保、保証人なしという一般行政の枠を越えた貸付制度である。（世帯持三、〇〇〇円以内、単身者一、五〇〇円以内）

吉村資金貸付（一般貸付）

自立更生のため必要な資金（一口五、〇〇〇円）を貸付け、特別な事情がある場合は三口まで貸付する。利息日歩一錢。

戸籍住民登録

戸籍住民登録をしていないものが多いため、その必要性を強調し、本人が仕事を休まなくても登録できるよう困難な手続の代行をする。

生活保護相談

生活保護、身体障害者福祉、精神薄弱者福祉、老人福祉等の相談手続を処理し、保護費の支払も会館で実

婦人相談

施。

昭和三年四月一日壳防法施行に伴い設置された婦人相談員三名をもって、要保護、就職、医療、家庭調査、結婚、住宅、入寮帰郷等の相談実施。

防犯相談

西成警察署の防犯相談コーナーの男女警察官各一名が常駐し、家出、賃金不払い、生活困窮その他警察的處理を要する相談を受持つ。

児童福祉相談

養護、触法、看護、精神薄弱児、肢体不自由等の相談指導、施設斡旋。

更生保護相談

非行少年、犯罪前歴者更生のための身上相談に応じ指導助言並びに保護観察を行う。

ベビーセンター

子供をあずけて働きたいと希望する母親のため、それらの子供を昼間（午前七時半～午後六時）収容し養育する（定員三〇名）

社会学研究室

あいりん地区を社会学的視野から調査研究して地区の実態を把握し地区対策に貢献するを目的とする。

集会室

あいりん地区総合福祉対策に関連する各種会合、労務者の団体の会合に使用。

娯楽室

二五畳敷の和室で将棋盤、碁盤各一〇台を用意し、地区住民の健全娯楽の場とする。

西成保健所分室

地区内の簡易食堂、興行場、理容所等の認可、認定、監視、指導、各種予防注射、保健指導を担当。

授産場

内職で家計を助けたい婦人のため簡易で年中仕事の切れない工賃の割高な作業を目標とし、実働六時間半。

なお授産場には簡易託児室（定員五〇名）を設け授産生の幼児の体育を行う。

その他あいりん小、中学校など。

会館内部配置模様

| | | | | | | | |
|----|----------------|------|----------------|-------------|---------------|----------------|--------------|
| 五階 | あいりん中学校 | | | | | | |
| 四階 | あいりん小学校 | | | | | | |
| 三階 | 集会室 (生活指導室) | | 社会学研究室 娯楽室 | | | | |
| 二階 | ベビーセンター | | | | | | |
| 一階 | 事務室 あいりん銀行 | 資金貸付 | 生活保護談 児童福祉談 | 婦人相談 相談員 | 防犯相談 婦人相談員 | 更生保護談 婦人相談員 | 保健所 婦人相談員 |

職員構成

| 館長 | 1 | 児童福祉司 | 1 | 食監 | 品衛 | 生員 | 婦員 | 犯員 |
|--------|---|-----------------|---|--------|----|----|----|----|
| 主査 | 1 | 婦人相談員 | 3 | 保 | 健 | 業 | 員 | 一 |
| 事務職員 | 5 | 保母 | 4 | 現 | 防 | コ | ナ | 一 |
| 嘱託 | 3 | 看護婦 | 1 | 防 | 保 | 業 | 員 | 一 |
| 社会福祉主事 | 2 | 環境衛生監視員 (主査) | 1 | 保護観察嘱託 | 衛 | 業 | 員 | 一 |

市立西成市民館（甲岸町二一）

戦前当区内には玉出（辰巳通一丁目）今宮（旭南通）の両市民館があつたが、戦災のためいずれも不幸焼失した。しかし戦後混乱のなか隣保事業施設の再設置が強く要望され、昭和二二年三月旧今宮保護所（東田町所在）北館を改装して今宮市民館として発足した。そしてその後地元の機能拡充の要望に応え、三〇年四月現在地のもと徳風小学校の残存建物を改築の上、西成市民館と改称し再発足した。なお旧館は付設保育所として現在に至っている。

また、昭和三五年九月地域福祉増進の自主的な組織として西成愛隣会の結成をみ、その事務局も当館内に置かれたが事業実施の拠点として隣接空地を買収して愛隣会館が建設され地域のニードを充たす機能を果しつつあつたところ、三七年八月新愛隣会館が建設され、旧愛隣会館はその付設授産場となつた。

敷地 四二七平方メートル 建物鉄筋二階建 四〇九平方メートル

主な事業

相談事業、教化厚生事業、経済保護事業（西成内職指導所として内職あつ旋等）、児童福祉事業、青少年福祉事業、老人福祉事業、医療保護事業、社会調査、貸会場（講堂定員一〇〇名、会議室定員二〇名、和室定員二名）

市立長橋市民館（中開四の五）

長橋市民館

本館は同和地区改善対策の一環として、地元の要望に応え、昭和三八年一二月七日もとの開小学校跡をならし、総工費一四〇〇万円余を投じ三九年六月一日（但し開館式は同年九月一九日）竣工をみたものである。以来同和地区における隣保事業施設として地域社会の様々なニードに対応した各般の事業を展開し来つてゐる。

主な事業内容

- 1 社会事情の調査および研究
- 2 市民生活の相談指導
- 3 講演会、講習会その他教養講座の開催
- 4 レクリエーションおよびグループ活動の指導促進その他

市立愛隣寮（東田町一五一一七）

本寮は霞町交叉点東北角に位置し、地上五階地下一階の鉄筋コンクリート造建物である。当初民間人によって建設されたが、建設後間もなく市が買収し改装工事ののち三七年一二月一日より開館した。

当初七〇室を有し、七〇世帯を収容していたが、四三年八月に改装、九月から五〇室五〇世帯とした。そして開館以来四三年八月までに約二〇〇世帯が府、市営住宅その他へ転出している。なお近く

愛隣寮

区内社会福
祉助成団体

三 社会福祉事業連絡助成機関

つぎに広い意味に解して、これらの助成機関をあげると大要左の通りである。

| 團 体 名 | 事務所設置場所 | 設立年月日 |
|--------------------|----------|------------|
| 西成区民生委員連盟西成支部 | 区福祉事務所内 | 昭和二三年七月一九日 |
| 西成区民生委員児童委員推薦会 | 同 | 二二年七月 |
| 西成区民生委員児童委員 | 同 | 二一年一〇月一日 |
| 西成区社会福祉協議会 | 区振興課内 | 一五年二月八日 |
| 西成区赤十字奉仕団 | 同 | 一三年七月一日 |
| 大阪共同募金西成地区募金会 | 区役所内 | 二三年二月 |
| 大阪市災害対策本部 西成区支部 | 西成区医師会館内 | 二三年四月 |
| 西成区災害医療団 | 区振興課内 | 二五年五月二十五日 |
| 西成地区保護司会 | 同 | 三九年七月二三日 |
| 西成地区更生保護婦人会 | 同 | 同 |
| 未帰還者留守家族世話 西成支部 | 区福祉事務所内 | 一七年一〇月 |
| 西成区傷痍軍人会 | 同 | 同 |

方面委員

いまこれらの中の数团体についてその沿革をみると、

まず民生委員制は、大正七年米騒動を背景とした社会情勢のもとに設置された大阪府方面委員制度を発しているが、その当初任意制であったのをその活動と成果が大きかったことにより、昭和一年勅令をもって方面委員令の制定を見るに至った。そして区内における方面委員数は時に変更があつた。

市立西成市民館（甲岸町二二）

戦前当区内には玉出（辰巳通一丁目）今宮（旭南通）の両市民館があつたが、戦災のためいずれも不幸焼失した。しかし戦後混乱のなか隣保事業施設の再設置が強く要望され、昭和二二年三月旧今宮保護所（東田町所在）北館を改装して今宮市民館として発足した。そしてその後地元の機能拡充の要望に応え、三〇年四月現在地のもと徳風小学校の残存建物を改築の上、西成市民館と改称し再発足した。なお旧館は付設保育所として現在に至っている。

また、昭和三五年九月地域福祉増進の自主的な組織として西成愛隣会の結成をみ、その事務局も当館内に置かれたが事業実施の拠点として隣接空地を買収して愛隣会館が建設され地域のニードを充たす機能を果しつつあつたところ、三七年八月新愛隣会館が建設され、旧愛隣会館はその付設授産場となつた。

敷地 四二七平方メートル 建物鉄筋一階建 四〇九平方メートル

主な事業

相談事業、教化厚生事業、経済保護事業（西成内職指導所として内職あつ旋等）、児童福祉事業、青少年福祉事業、老人福祉事業、医療保護事業、社会調査、貸会場（講堂定員一〇〇名、会議室定員一〇名、和室定員一二名）

市立長橋市民館（中開四の五）

長橋市民館

本館は同和地区改善対策の一環として、地元の要望に応え、昭和三八年一二月七日もとの開小学校跡をならし、総工費一四〇〇万円余を投じ三九年六月一日（但し開館式は同年九月一九日）竣工をみたものである。以来同和地区における隣保事業施設として地域社会の様々なニードに対応した各般の事業を展開し来つてゐる。

主な事業内容

- 1 社会事情の調査および研究
- 2 市民生活の相談指導
- 3 講演会、講習会その他教養講座の開催
- 4 レクリエーションおよびグループ活動の指導促進その他

市立愛隣寮（東田町一五一一七）

本寮は霞町交叉点東北角に位置し、地上五階地下一階の鉄筋コンクリート造建物である。当初民間人によつて建設されたが、建設後間もなく市が買収し改装工事ののち三七年一二月一日より開館した。

愛隣寮

当初七〇室を有し、七〇世帯を収容していたが、四三年八月に改装、九月から五〇室五〇世帯とした。そして開館以来四三年八月までに約二〇〇世帯が府、市営住宅その他へ転出している。なお近く

の今池生活館との相連は、同生活館が五名以上の大世帯を対象としているのに対し、当寮は二・四名の小家族世帯を対象としていることである。

市立今池生活館（今池町四七の一）

本市はかねて愛隣地区の明るい街づくりの一環として愛隣会館、愛隣寮、馬淵生活館並びにみなと宿泊所など建設し来つた。しかし地区居住者の多くは保護者不在のため家庭保育に欠ける児童の多いこと、家族もちの低所得者のための適当な住居が確保できないこと等から保育と低家賃住宅の設置が要望された結果、昭和四〇年三月保育所を併設した本生活館の竣工（建設費七、一七四万円）をみ、同年六月一日より事業開始した。

| | | | |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------------|
| 敷地面積 | 四、四六四・七九平方メートル | 延建築面積 | 一、三八六平方メートル |
| 構 造 | 鉄筋コンクリート五階建 | | |
| 主な設備 | 一階 事務室、保育施設 二階 保育室、第一・第二生活指導室、第一・第二学習室 三・四階 宿泊施設三〇室（各室、六畳、二畳相当板の間、押入、物入、下駄箱）、炊事洗面室、屋上洗濯場、物干場、施設使用料一世帯一カ月一、七〇〇円 | | |

市立西成老人福祉センター（長橋通一の一一）

近時国民の平均寿命がのび、老令人口は急激に増加し来つたが、老人の日常生活はややもすれば孤独な余生とともに生活苦を招來し、また家庭内における問題等で必ずしも幸せな生活を送ることがで

老人福祉
センター

きないという一般の実情に鑑み老人福祉の必要性が痛感された。かくて本市老人福祉の拠点とするため本センターの設置が計画され、昭和三八年二月総工費一七〇〇万円で着工、八月完成一一月五日より開館した。

| | | | | |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-----|--------------|
| 敷 地 | 八一二・二七平方メートル | 鉄筋コンクリート二階建 | 延面積 | 五一六・三六平方メートル |
| 主な事業 | 生活・身上・職業の相談指導、健康診査と保健指導、各種教養講座の開催、レクリエーションおよび老人クラブ活動の指導、その他浴場サービス、関係団体、大阪市老人クラブ連合会、老人クラブ数三四一、会員数五一、二〇〇人 | | | |
| | | | | |

市設今宮質舗（花園町三三）

本市の公益質舗は大正一三年一二月一日開設された天六質舗がその最初であるが、翌一四年八月玉造質舗、ついで同年九月本市で第三番目の質舗として今宮質舗が花園町に誕生した。しかしこの質舗は二〇年の戦災で焼失し廃止されるに至つた。かくて新たに二六年三月一日もとの場所に本質舗が開設した。

| | | | | |
|----------|--------------|--------------|-----|--------------|
| 敷 地 | 四六四・二二平方メートル | 鉄筋コンクリート造二階建 | 延面積 | 三二九・二二平方メートル |
| 職業別入質者比率 | （三九年一〇月現在） | | | |
| 労働者 | 俸給者 | 工業者 | 商業者 | その他 |
| 三三% | 二五% | 一二% | 一七% | 一三% |

今宮質舗

戦前の公立
託児所

| 衣類 | 装身具 | 器具 | その他 |
|-----|-----|-----|-----|
| 四一% | 二七% | 一九% | 一三% |

公私立保育所

保育所は以前は託児所といわれ、幼児の身心の健全な成育を保護助長するとともに、勤労階級の労働能率を高めその保護者が安んじて業務につく便宜を与えかつ児童を通じてその家庭の向上を図るを目的とした。こうした託児所としては、大正八年七月誕生の大正区の鶴町第一託児所が最初であったが、戦後託児所は新たに児童福祉施設として保育所と改められた。かくて現在区内に市立保育所として、東田町七六に西成市民館保育所（昭和四年二月創立）、千本通六丁目三一に千本保育所（二二年七月創立）橋通七丁目一〇に西成保育所（二六年九月創立）がある。このうち市民館保育所は当初今宮保護所内に創設され、千本保育所は昭和二〇年千本通四丁目の寺院に戦時託児所として発足したものであった。

私立保育所としては左のものがある。

| 名 称 | 所 在 地 | 創立年月日 | 主 な 沿 革 |
|-----------|-----------|------------|------------------------------------|
| 恵光保育園 | 南吉田町六一 | 昭和二三年五月二二日 | 当初南神合町三六自宅にて開園 二六年八月南吉田町六一に園舎新築 |
| 聖化保育園 | 千本通六の一 | 二三年四月一日 | 設立者日本自由メソジスト岸之里教 |
| 暁光会ひかり保育園 | 津守町東四の二〇六 | 三五年四月一五日 | 代表者オグマル神父（仏人） |

もと市立西成寮（松通七の六）

本寮は近時まで存在していたが、昭和四一年七月廃止となつた。はじめ更生施設として昭和二三年三月一日定員二〇〇名として開設をみたが、翌五月二棟を増築し定員四八〇名に増加した。そして二四年九月より病弱対象者の収容を開始し、二九年一〇月よりは病弱者専用更生施設となり、毎週火曜日梅田厚生館を経て収容し十分な生活指導を行ない、健康回復すれば、健康者施設に移すなりあるいは就職退寮等の社会復残を図るよう指導しつつあった。（三九年定員を減じ一四〇名とした）

敷地 五、八四八平方メートル 建物 一、八一八平方メートル

財団法人 西成労働福祉センター（東入船町二三三）

昭和三六年八月愛隣事件発生後、本事件の原因究明と再びかかる不祥事を起させないために、知事市長がたびたび協議研究の結果、事件の中核をなしたと思われる暴力、闇手配師の排除が緊急のことであるとの結論に達した。しかし暴力手配師のもとには生計を維持する多数の労働者が存在し、他面從来労働者に再三職業安定機関の利用を勧奨したにかわらず、とかく多数の労働者は公的機関との接触を極度に敬遠する風があつた。従つてこうした不正常な雇用関係、立ち遅れの福祉状態の改善の

西成寮

暴力手配師の排除

ためには、触法的就労関係を正規なルートにのせて安定を計り定職化を進めると同時に、就労以前の問題、すなわち労務者の個々的ケースに対する職業、医療、厚生等の相談にも応じ、その解決に助言と実質的援助を図る事が認められた。

労働部西成 分室

西成労働福
祉センター

そこで大阪府は三六年九月あえず労働部西成分室を設置し、求人者の行なう合法的な直接募集の援助と必要な一連の労働施策を講じたが、問題の根本的な解決には行政機関が直接手をさしのべるよりも、地域の特殊性から時宜に適した活動を取りやすい公私との協力による民間団体の組織の設立が適当とされた。かくてその主なる事業である無料の職業紹介事業について労働大臣の許可を得、三七年一〇月一日より事務開始した。その事業推進のために職業紹介部、職業・生活相談部、厚生部の三部を設け、職業紹介部では求人開拓、就労あっせんと職業紹介、常用化の促進、日雇労働者健康保険の適用等につとめ厚生部では医療、生活援助、冬季あぶれ援助など、相談部の各種相談とともに多角的に実施し多大の効果をあげている。

敷地 一、五三六平方メートル

建物 延一、一六八平方メートル

社会福祉法人 大阪自彊館（今船町五）

本館は大阪府保安課長中村三徳が、明治四五年六月二十五日釜ヶ崎地区改善のため多数の市民共鳴者から零細な淨財の支援を得て創立したもので、当初私立大阪自彊館と称し、労働者の宿泊保護および援産事業を開始、大正二年財團法人の設立許可をうけ、同年七月西区天保町に築港分館を設立し宿泊

大阪自彊館

保護事業を行なつた。その後実費販売所、簡易食堂など開設したが、大正一五年館内に保育部あるいは昭和二年には成人講座を開設し建物も隨時増設をみた。そして終戦直後は大阪駅を中心とする戦災浮浪者の収容所としてその更生保護に自力を傾倒した。

さらに二三年生活保護法施行に伴い更生施設の認可をうけ、翌二三年には司法保護団体を併設し、さらに二六年には職業安定法による労働大臣の認可を得て無料労働紹介事業を強化した。また三三年には診療所を開設し、三九年九月には第一種宿泊所提供施設としての向上寮を改築し鉄筋四階建の寮倉三、六五二平方メートルの完成をみた。

現況

- | | |
|---------------------|---------|
| 1 生活保護法による更生施設（自彊寮） | 定員 三四八名 |
| 2 同上指定医療機関診療所 | 病床 一四 |
| 3 職業安定法による無料労働紹介所 | |
| 4 向上寮—貸間および独身男子宿舎 | 定員 一二四名 |

財團法人 和光寮（大阪自彊館内）

本寮の母体である大阪自彊館は、共同宿泊所開設以来釜ヶ崎周辺の労務者を収容するとともに軽放者の保護もつづけて来たが、終戦後大阪駅の浮浪者と多数の軽放者を収容した関係から司法保護団体を併設した。そして二七年四月自彊館の構内に更生緊急保護法による財團法人和光寮としての設立認可をうけ、以来更生者社会復帰に多大の成果をあげ來つた。

和光寮

更生保護会 収容定員 八二名

宿舎 コンクリートブロック二階建一棟二二六・六四平方メートル

食堂・炊事場・浴場・娯楽室・常設診療所は自強館共用、無料労働紹介所は自強館施設利用

救世軍朝光寮（松田町一の一九）

本寮は売春防止法第一八条の規定にもとづく施設で、同法一六条第二項にいう要保護女子を収容し、精神修養・生活訓練・職業指導を行なって正常な女性として社会に復帰せしめることを目的としている。

その沿革としては、昭和二二年一一月次官会議の決定により厚生省社会局長より都道府県長官に発せられた婦人保護要綱にもとづき、日本救世軍本営が大阪府の委託をうけ、昭和二二年六月二一日事業開始したものである。そして三一年五月二十四日売春防止法の成立に伴い同法の規定する婦人保護施設として現在に至っている。

敷地 五二五・〇平方メートル 建物 一三五・七二平方メートル

五 医 療 機 関

西成保健所（旭南通二の七）

従来のわが国医学は治療医学を主とし、とかく疾病の治療に重点がおかれ、疾病的予防は第一義的に

考えられたため、本市の衛生事業としても沿革的にはまず医療事業が備わり、つぎに予防事業に及ぶ有様であった。かくて昭和一三年一一月阿倍野保健所が最初の保健所として開設されたが、一八年一区一保健所主義が採られて、同年五月二〇日辰巳通二丁目一四の九（旧塙西健康相談所）に西成保健所の開設をみた。しかしこれは戦災によって焼失したため、まず今宮市民病院内に移り、二二年三月田端通二一三のもと衛生組合事務所跡に移転した。さらに三四四年三月旭南通二丁目に新築し現在に至っている。

敷地 二、一九七・八〇平方メートル 建物 八九一・三二平方メートル

保健所業務は極めて多岐にわたっているが、管内に愛隣地区を包含するところから、事件発生前の昭和三六年一〇月二〇日愛隣会館授産場内に保健所分室を設置し、同地区の実態の把握、業態者の監視指導、各種健康相談、保健婦による家庭訪問等の事業を重点的に行なう拠点とした。そして三八年八月現在の愛隣会館とともに各種コーナーの一翼として、保健衛生の形で今日に至っている。

保健所の主要業務

- 1 母親と子供のため——妊娠婦、乳幼児の健康相談、栄養相談、育児教室母親教室開催、母子手帳の交付
- 2 学校、保育所、施設に対し——給食施設の衛生指導、給食從事者の検診、検便、学生児童の結核検診および予防接種
- 3 工場、事業所、商店等には——給食施設の衛生指導、衛生管理の相談指導、従業員の結核等健康診断、公害（騒音・ばい煙等）の防止
- 4 食中毒防止のため——飲食店、食品店、食品製造所、市場等の衛生指導、食品の鮮度、不良品有害物質の

保健所の業務

保健所分室

西成保健所の開設

検査、食品衛生官業の許可

5 環境営業を清潔にするため——旅館、公衆浴場、興業場、理容、美容、クリーニング業等の衛生指導、環境衛生官業の許可

6 住みよい町にするため——蚊、ハエ、ネズミ等の駆除殺虫薬（DDT、リンデン等）消毒薬の散布その他防疫に關すること

7 伝染病予防のため——予防接種、ポリオ生ワクチンの投与等
8 結核の早期発見と医療費公費負担

9 狂犬病予防注射

10 保健婦の家庭訪問業務その他精神衛生、家族計画（愛胎調節）等の相談指導、各種検査

主な傘下団体

保健所運営協議会、保健所結核診査協議会、西成区食品環境衛生関係連絡協議会、西成区ばい煙防止研究会、西成地区保健福祉推進運営委員会

今宮市民病院（梅通二の三）

本病院の前身は今宮産院である。もともと本市が母性および胎児の保護施設として設立した最初のものは、大正九年四月北区本庄黒崎町に建設された本庄産院である。当時その建設資金寄贈者の一人であった林蝶子は、同院の事業成績の良好であるのに鑑み、この種施設の増設の要を痛感して、同年七月市の南部にさらに一カ所新設の希望をもつて金三万円を寄付した。そこでこれに他の寄付金と市

今宮産院

費とを加え、東成郡天王寺村（現阿倍野区旭町）に天王寺産院を建設し、大正一年六月事業を開始した。その後大正一四年四月市域拡張に際し、編入した旧西成郡今宮町より現在の松通五丁目にあった公民病院建物の引継ぎを受けることとなつたため、大正一五年五月天王寺産院をここに移し、今宮産院と改称の上事業を継続した。

爾來市勢の進行に伴う人口増加により利用者の激増を來たし、左に対し、旧来の建物は狭隘で腐朽も甚だしく事業遂行上困難を來したとの、区画整理の關係があつた。ために昭和一四年四月に至り現在の梅通二丁目三番地に経費五六万三千余円をもつて新築工事を起し、翌一五年七月今宮産院として新発足した。このような経緯をもつた産院であつたが、その後これを市民病院に昇格せよとの要望が強く、これに應えて昭和二年六月三日在來の今宮産院を今宮市民病院と改称し診療を開始した。そして二八年一〇月には病室、事務室の一部を増築、また逐年内部施設を整備し來り、現在では内科、外科、産婦人科、小兒科、眼科の五診療科をもつ充実した病院となつた。（病床数七〇）

なお、本区の南部区界に近く市立住吉市民病院（住吉区東加賀町一丁目）があるが、本病院は二二年六月市民病院として開設したのを間もなく廃され、二五年一〇月再開院した一般綜合病院である。しかしその沿革は古く、もとは西成郡玉出町・今宮町・津守村および粉浜町の組合組織による伝染病院として津守村字難畠八三八番地にあつたのを、大正九年六月現地に新築移転したもので、編入後は市立桃山病院津守分院として存在していた。

今宮市民病院

住吉市民病院

大阪府済生会今宮診療所（甲岸町二一西成市民館内）
済生会今宮診療所

当診療所は済生会の全国組織の中でも済生会創設のころからの施設で、もとは浪速区内にあった。はじめ大正二年四月一六日恵美須町二丁目二二の借家において事業開始したが、同一三年四月貝柄町に新築移転し、もっぱら貧困者の救療を行うと共に、昭和三年一〇月からさらに夜間診療を開始した。その後さらに入院施設の要を感じ、一一年一月から大阪府今宮病院と改称、一三年五月全館改築したが、戦災で焼失した。戦後東田町の旧今宮保護所跡に建てられた今宮市民館内に開設されたが、同市民館が現在地に移り西成市民館となると同時に、本診療所も移転し今日に至っている。創設以来常に低所得階層の医療救護にあたっているが、特に三六年の釜ヶ崎事件発生以後一層地域のつながりに努め日常の診療に効果ある活動を続け来っている。

邦寿会今宮診療所（海道町）

本所は当初大正一一年創立の戎診療院が昭和二年六月海道町に移転し今宮診療院となつたもので、サントリーウイスキーの鳥井合名会社の経営であった。この戎診療院は大正一一年四月創立以来無料診療を行なつてゐたが、同一五年大阪市が天王寺市民館にて事業一切を継続したため、今宮診療院を当区に建てたもので、同じく医療保護事業を行なう豊崎・此花各診療院と連絡しつつ、本市南部貧民の治療を行なつてゐたが、戦後社会福祉法人となり邦寿会今宮診療所として現在も地区改善に貢献している。

今宮診療院

第八章 上下水道

一 上水道事業

イ 本市の水道事業

水道の布設

大阪市に水道が誕生したのは明治二八年一一月で、いまから七〇年前のことであった。当時の水道は淀川の水を桜の宮水源地で浄化して、大阪城の貯水池に揚水し、そこから自然流下で市内に給水するものであった。その後明治三〇年第一次市域拡張が実施され水道の需要が増加したため、明治三〇年ないし四五年に第一回拡張工事を施行したが、市勢の発展に伴つて淀川の河水が次第に汚染されたので、明治三七年頃から水源拡張予定地の調査が行なわれ、同四〇年に現在の柴島に水源地を建設することを決定、大正三年三月から給水されることとなつた。

この柴島水源地は、その後数次にわたつて拡張、増設、改良等の諸工事が行なわれ現在に至つているが、同水源地の面積は約五六万平方メートル（二七万坪）で、緩速および急速の過設備を備え、施設の給水能力は一日九八一、〇〇〇立方メートルで、水源地の規模としてはわが国最大である。しかし水道の使用水量は市勢の発展に呼応して急激に増加し、水源施設の増強が必要となつてきたが、淀

柴島水源地